

1 基準省令（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）・報酬告示（児童福祉法に基づく指定通所支援の及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準）等に関する取扱いの変更等について

ア 児童発達支援管理責任者の要件について

(7) 厚労省児発管告示の変更について

児童発達支援管理責任者の要件については、厚生労働省告示「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(H24. 3. 30 厚労省告示第 23 号：H30. 3. 30 厚労省告示第 180 号改正現在)（以下「児発管告示」という。）に規定されており、第一項において実務経験要件が、第二項において研修要件が示されているところです。

今般、告示の改定が予定されており、平成 31 年 4 月から主に第二項の**研修要件について変更**されることとされています。現時点で分かっている主な改正点は以下のとおりです。

【資料 1 別添 1 参照】

研修要件

- ① 研修を基礎研修、実践研修、更新研修に分け、実践研修、更新研修については一定の実務経験要件を設定。
(一定の実務経験要件：実践研修 基礎研修終了後 2 年以上の相談支援又は直接支援の経験。：更新研修 I 過去 5 年間に 2 年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある。または II 現にサービス管理責任者等として従事している。)
- ② サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

経過措置【研修未受講】について【③予定】

(1) 平成 30 年度までの研修体系により児発管研修又はサービス管理責任者研修を修了した方



H35 年度末までは更新研修受講前であっても引き続き児発管・サービス管理責任者として業務可能。(また、児発管研修修了者はサビ管研修も修了扱いとなり、サビ管研修修了者は児発管研修も修了扱いとなる。)

(2) 基礎研修終了時点で実務要件を満たしている方 (H31～33 の基礎研修受講者に限る)



実務要件を満たしている場合は基礎研修受講後 3 年間は、実践研修を受講していなくても児発管等とみなす。

※新規指定の事業所において、実務要件を満たす方について事業開始から 1 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）研修修了者とみなす規定は予定通り平成 31 年 3 月 31 日までの取扱いとなります。【児発管告示参照】

なお、平成 31 年度の研修については、愛知県及び愛知県の指定する事業所により実施され、一部有料化されるとのことです。申込先についても、愛知県又は愛知県の指定する事業所となります。研修に関する問い合わせについては、愛知県障害福祉課にお願いいたします。

実務要件

- ③ 直接支援業務による実務経験要件を 10 年→8 年に緩和。
(保育士等有資格者の 5 年及び高齢者等の経験を除いて 3 年等の、その他実務経験要件については緩和されません。)

(イ) 実務経験に係る本市における「準ずる事業」の取扱いについて 【資料 1 別添 2-1 通知文参照】

【資料 1 別添 2-2 参照※持参不要】

児発管告示第一のロ「直接支援の業務」(2)号中「その他これらに準ずる事業」について、同号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業」に準ずる事業として、平成 31 年 4 月 1 日より、以下の事業を定める取扱いとします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について (H18. 8. 1 障発第 0801002 号 : H30. 4. 10 改正現在)」別紙 1 地域生活支援事業実施要綱

3 事業内容中

①別記 9 移動支援事業

②別記 11 任意事業のうち次のもの

・【日常生活支援】のうち

(1)福祉ホームの運営(2)訪問入浴サービス(3)生活訓練等(4)日中一時支援

・【就業・就労支援】のうち

(1)盲人ホームの運営

③別記 18 任意事業(都道府県)のうち次のもの

・【日常生活支援】のうち(1)福祉ホームの運営

・【就業・就労支援】のうち(1)盲人ホームの運営

(ウ) 実務経験に係る経験年数・日数について

児発管の実務経験に係る期間の算定については、従前より、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを要件に合算していましたが、今般、一月当たり 10 日以上の実務経験については、月数・日数を合算できる取扱いとすることとしました。合算した合計が必要年数以上、必要日数以上であれば実務経験を満たす取扱いとなります。

原則として、同一事業所の経験ごとに判断します。(同一月に同種の別事業所で勤務している場合は、日数を合算して 10 日以上であれば算入できます)

イ 児童指導員の資格について

(7) 児童福祉施設最低基準の変更について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)第43条(児童指導員の資格)第1項第九号について、教育職員免許法に規定する小学校、中学校、高等学校等の教諭の免許状を有する者は児童指導員になることができるところ、**幼稚園の教諭の免許状を有する者**について児童指導員になることができる者に追加されました。また、同項四号について、大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができること、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとされました。

【資料1 別添 3-1 国通知、別添 3-2 官報 参照】

(イ) 実務経験に係る経験年数・日数について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)第43条(児童指導員の資格)第1項第八号において、高等学校を卒業したものであって二年以上児童福祉事業に従事したものの第十号において、三年以上児童福祉事業に従事した者について、児童指導員になることができるとされています。

児童福祉事業に従事した期間の算定については、従前より、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを要件に合算していましたが、今般、一月当たり10日以上の実務経験については、月数・日数を合算できる取扱とすることとしました。合算した合計が必要年数以上、必要日数以上であれば実務経験を満たす取扱となります。

原則として、同一事業所の経験ごとに判断します。(同一月に同種の別事業所で勤務している場合は、日数を合算して10日以上であれば算入できます)

ウ 児童発達支援事業所人員基準に係る経過措置終了について

平成 30 年 4 月 1 日に基準省令（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（H24. 2. 3 厚労省令第 15 号：H30. 1. 18 改正現在））改正が施行されたことにより、児童発達支援事業所の人員基準が変更されたところですが、平成 30 年 4 月 1 日以前に指定を受けた児童発達支援事業所においては、経過措置により平成 31 年 3 月 31 日までは従前の人員体制でよいとされていました。

経過措置終了に伴い、平成 31 年 4 月 1 日以降については、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う全ての事業所について新基準を満たす必要があります。

平成 31 年 4 月 1 日以降は、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（多機能型含み、主たる対象を重心児とする事業所を除く）において新基準を満たす必要あり。満たせない場合は人員欠如となります。

（サービス提供時間（従業者の休憩時間含む）を通じて、「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」を配置(10 人定員の場合 2 人以上)。そのうち、1 名以上は常勤者。また、児童指導員又は保育士を半数以上配置。なお、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者以外の者は**指定基準上の人員として算定できない**。(加算については算定可能な場合有))【基準省令第 5 条 1,2,5,6 項、66 条 1,2,5,6 項 参照】

エ 基準省令第 5 条 2 項及び 66 条 2 項における機能訓練担当職員の取扱について

主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所において、機能訓練を行う場合には理学療法士、言語聴覚士等の機能訓練担当職員を置くこととされており、この場合において基準省令第 5 条第 2 項において以下のように定められています。

当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその**提供を行う時間帯を通じて専ら**当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

この合計数に含める取扱について、従前は当該機能訓練担当職員が、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の資格を持つ場合に限り認めていましたが、平成 31 年 4 月 1 日より、当該機能訓練担当職員が、児童指導員・保育士又は障害福祉サービス経験者の資格を持たない場合であっても、児童指導員・保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる取扱とします。

なお、「合計数に含める」とは、基準上の保育士や児童指導員としての扱いをできるということではありません。イメージとしては、障害福祉サービス経験者と同等の扱いとなります(基準省令第 5 条 5 項、66 条第 5 項常勤者要件は除く)。したがって、障害福祉サービス経験者と（機

能訓練を行わない日の) 当該機能訓練担当職員のみとなる時間帯は人員欠如となります。また、常勤要件を満たす者が当該機能訓練担当職員のみの場合も同様です。(なお、人員欠如となった場合について、**重心事業所については、減算の設定が無く、不正な請求となり、当該日について給付費全額返還**をしていただくこととなりますのでご注意ください。)

また、「児童発達支援の(略) 提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる」とは、当該日のサービス提供時間を通じて、児童指導員・保育士又は障害福祉サービス経験者と同等の支援を行うことであり、サービス提供時間内に機能訓練を行う時間帯がある場合は、当該日について、「合计数に含める」取扱はできません。

また、機能訓練担当職員は当該事業所において機能訓練を行う場合において配置するものであるため、当該月において、当該機能訓練担当職員が少なくとも週に1日以上サービス提供時間を通じて機能訓練を行う場合に限り、他の日について「合计数に含める」取扱ができるものとします。なお、機能訓練担当職員を複数配置する場合についても、週1日以上機能訓練を行わない機能訓練担当職員については、合计数に含める取り扱いはできません。

この場合の児童指導員等**加配加算**の算定については、「合计数に含める」取扱を行う日については、「その他従業者」扱いとなります。勤務体制一覧に記載する際は、当該機能訓練担当職員について、機能訓練を行う日と「合计数に含める」取扱をする日で行を分けて記載してください。

機能訓練担当職員が、児童指導員・保育士又は障害福祉サービス経験者のいずれかの資格を持っている場合は従前通り、機能訓練担当職員としての時間と児童指導員・保育士又は障害福祉サービス経験者の時間を分けて算定できます(1日単位でなくてよい)。勤務体制一覧に記載する際は、当該機能訓練担当職員について、機能訓練を行う日と他の資格として勤務する時間帯で行を分けて記載してください。

オ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の従業者(看護職員)について

事業所に置くべき従業者については、直接雇用契約を締結した職員としていますが、今般主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者のうち、平成31年4月より看護職員について次のように取り扱うことと整理しました。(なお、重心事業所の機能訓練担当職員については、平成30年4月1日より、いわゆる派遣契約による職員についても従業者として認めています。)

※ 基準省令第5条第3項に規定する、主として重症心身障害児を通わせる事業所において、常勤の看護職員を1名直接雇用している場合に限り、その他の看護職員についてはいわゆる派遣契約による職員についても従業者として認める取扱とします。(当該派遣看護職員に対する指揮命令権が当該重心事業所にあることが必要です。また、毎回派遣される看護師が異なるようなものは認められません。)

カ 放課後等デイサービス等における報酬区分の算定について

児童発達支援における報酬算定区分（未就学児割合 7 割）【報酬告示別表第一注 2：報酬告示留意事項通知第二の 2(1)①(四)、(七)】及び放課後等デイサービスにおける報酬算定区分（指標対象児割合 5 割）【報酬告示別表第三注 1：報酬告示留意事項通知第二の 2(3)①(一)～(一の四)、(五)】については、前年度 4 月から 3 月の延べ利用人数に基づき算定することとされています。

ただし、**放課後等デイサービス**については、平成30 年 7 月 26 日厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室通知なお書きにより、「平成31年度の報酬区分を決定するにあたっては、平成31年10月1日から31年3月末までの6か月の利用児童数の延べ児童数の実績に基づいて報酬区分を適用すること」とされています。

従って、**放課後等デイサービス**について平成31年10月1日までに指定を受けた事業所については、報酬告示留意事項通知第二の(3)①(五)にかかわらず、平成31年10月1日から31年3月末までの6か月の利用児童数の延べ児童数の実績に基づいて報酬区分の届出を行ってください。（取扱 I）

なお、児童発達支援についてはこの取扱は適用せず、前年度4月から3月の延べ利用人数に基づき算定することとなります。

また、児童発達支援事業所及び平成30年11月1日以降に新規指定を受けた放課後等デイサービス事業所については通常通り、

- ① 指定から3か月未満は、指定時における契約者数。
- ② 指定から3か月经過後～1年未満の間は、指定から3か月間の利用実績。
- ③ 指定から1年経過後～年度末の間は、指定後1年間の利用実績。
- ④ その翌年度4月からは、前年度4月～3月までの利用実績。

での区分の算定となりますので申し添えます。

これら報酬区分の届出については、**児発報酬区分 I（未就学児7割以上）、放デイ報酬区分 1（指標対象児5割以上）**を算定する場合は変更の有無にかかわらず必ず提出してください。提出の無い場合はそれぞれ区分 II、区分 2 で算定します。

区分算定の基礎となる利用実績期間

種別／指定時期	H30. 4. 1以前	H30. 5. 1～H30. 10. 1	H30. 11. 1～
児童発達支援	H30. 4. 1-H31. 3. 31 (今回提出：上記④) 適用期間：2019年度中	指定から1年間分 (指定から1年後提出：上記③)	上記②～④に基づき該当月に提出
放課後等デイサービス	H30. 10. 1-H31. 3. 31 (今回提出：上記取扱 I) 適用期間：2019年度中	H30. 10. 1-H31. 3. 31 (今回提出：上記取扱 I) 適用期間：2019年度中	

キ 延長支援加算算定の際の留意事項について

延長支援加算（報酬告示留意事項通知第二の2(1)⑯）については、延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、当該理由が障害児支援利用計画（障害児相談支援事業所が作成するもの）に記載されていることが要件となります。現時点で障害児支援利用計画に延長支援が必要なやむを得ない理由が記載されていない場合は、2019年度中に相談支援事業所での記載がなされない場合は、翌年度以降当該児童について延長支援は算定できなくなります。

現在延長支援加算を算定している場合で相談支援事業所の計画に理由の記載のない方については、早急に相談支援事業所で記載をしてください。相談支援事業所を利用していない方については、相談支援事業所を定めてください。